

豊かな自然はキレイな水から

菰野の水を未来へ

下 水道の整備を重要な施策として位置づけ、菰野町ではその推進に取り組んでいます。今年の3月末に池底区、竹成区、永井区、榊区、松涛園区の約210世帯で新たに下水道が使用可能となる予定です。早期に接続していただき、河川等の水質保全にご協力ください。

◀ 図の**赤色**の区域において新たに下水道が使用できるようになる予定です。また、**青色**の区域ではすでに公共下水道の整備が完了しています。

問い合わせ

TEL	391-1136
FAX	391-1194

菰野市のもので

2020.01>>>12>>>令和3年度分の個人住民税から適用!

個人住民税の改正

Revision of TAX System

令和3年度分から個人住民税の税制改正が行われます。

対象となる所得 >>> 2020年1月から12月分の所得

TAX 基礎控除額を引き上げ

01

給与所得控除および公的年金等控除の控除額を10万円引き下げ、誰にでも適用されていた基礎控除の控除額を10万円引き上げます。

※合計所得金額により控除額が異なる場合があります。

↓10万円
引き下げ

給与所得
控除

↓10万円
引き下げ

公的年金等
控除

↑10万円
引き上げ

基礎
控除等

住民税の申告を

住民税の申告書は所得情報だけでなく、さまざまな社会保障や行政サービスの基礎資料となるため、所得のない方でも住民税の申告が必要です。

※勤務先から給与を受け取っている方や公的年金等を受給している方、所得税の確定申告を行った方などは原則、提出する必要はありません。

TAX ひとり親への非課税措置

02

ひとり親家庭の子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けている事実婚ではないひとり親の方で、前年の合計所得金額が135万円以下である場合は、非課税となるよう改正されます。

TAX 所得控除等の見直し

03

扶養されている方の合計所得金額や扶養している方の非課税となる基準が見直されます。

※合計所得金額とは、事業所得、給与所得、雑所得などの所得金額を合計した金額です。

要件等	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件	合計所得金額 38 万円以下	➡ 合計所得金額 48 万円以下
配偶者特別控除にかかる配偶者の合計所得金額要件	合計所得金額 38 万円超 123 万円以下	➡ 合計所得金額 48 万円超 133 万円以下
勤労学生控除の合計所得金額要件	合計所得金額 65 万円以下	➡ 合計所得金額 75 万円以下
障害者等に対する非課税措置の合計所得金額要件	合計所得金額 125 万円以下	➡ 合計所得金額 135 万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額	合計所得金額が 28 万円×(配偶者を含む扶養親族の数+1)+控除対象配偶者または扶養親族がいる場合は 16 万 8,000 円	➡ 合計所得金額が 28 万円×(配偶者を含む扶養親族の数+1)+10 万円+同一生計配偶者または扶養親族がいる場合は 16 万 8,000 円
所得割の非課税限度額の総所得金額等	総所得金額等が 35 万円×(配偶者を含む扶養親族の数+1)+控除対象配偶者または扶養親族がいる場合は 32 万円	➡ 総所得金額等が 35 万円×(配偶者を含む扶養親族の数+1)+10 万円+同一生計配偶者または扶養親族がいる場合は 32 万円

税務課町民税係

TEL 391-1117

FAX 391-1191

広報こ